

### 公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、新潟都市計画の変更の素案についての公聴会の開催を中止した。

令和5年11月10日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

- 1 中止とした公聴会の日時  
令和5年11月6日（月） 午後1時30分から
- 2 中止とした公聴会の開催場所  
新潟県庁 西回廊大会議室  
（新潟市中央区新光町4番地1）